

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（235））

2. 日時：平成29年7月25日 13時30分～19時30分

3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、正岡安全審査官、日南川安全審査官、
江崎安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室長代理 他9名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、これまでに提出された資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐津波設計方針の概要について>

- 取水口付近の漂流物に対する取水性の確保に関し、当該サイトの特徴（周辺の海沿いの施設、船舶の往来が多いことなど）及び3.11の地震・津波の状況を踏まえた漂流物の選定及び取水性への影響について整理して提示すること。

<敷地北側防潮堤設置ルートの変更について>

- 津波の遡上解析の再評価にあたって、解析条件が入力津波の設定に及ぼす影響を整理し解析条件の設定に係るスクリーニングのプロセスを明確化した上で、入力津波の設定に係る条件設定の代表性や入力津波設定後の評価の見通しを提示すること。

<津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認について>

- 漂流物の調査について、文献調査及び現地確認のプロセス、調査期間、資料名のリスト等の調査方法及び調査範囲に係るエビデンスを整理して提示すること。
- 防波堤がない場合のケースだけでなく防波堤が有る場合についても遡上解析結果の傾向及びそれに対する考察を整理して提示すること。
- 漂流物選定における検討対象の評価に関し、津波シミュレーション及び漂流物の軌跡解析の結果やその考察を踏まえる等、評価の根拠を充実させて提示すること。
- 瓦礫、流木等が取水性に対して長期的に与える影響を考慮した対応について整理して提示すること。

- 貯留堰内の砂等の漂流物の堆積が海水ポンプの取水性に与える影響について、具体的な漂流物の堆積による貯留容量の低減を考慮した貯留堰の評価結果について整理して提示すること。
- 発電所周辺の海底地形のデータの採取時期を明示するとともに、3.11の地震・津波が海底地形に与えた影響について考察して提示すること。
- 本震の規模と最大余震の規模との関係の評価について、回帰直線（曲線）のデータ検証を行うこと。直線近似を採用するならば、二次曲線との対比を含めその妥当性を示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（補足説明資料）